

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みに係る主な検討項目

6 個人情報のデータ形式

- 地方公共団体からの個人情報の提供にあたっては、作成組織においてデータ整理を行うこととしてはどうか。
- 作成組織が地方公共団体の保有する個人情報を効率的に情報収集するため、個人情報ファイルに記録されているデータ項目等について、全ての地方公共団体が公表することとしてはどうか。

(1) 地方公共団体からの個人情報の収集におけるデータ形式について

地方公共団体の個人情報については、導入されているシステムに応じて採用するデータフォーマットで生成、保存している。このため、同一分類とみなすべきデータが、語彙の揺れやデータ構造の違いによって、異なる分類になるといった課題等が存在する。

作成組織の仕組みにおいては、複数の地方公共団体から情報を収集することが想定され、当該収集を効率的に行うために、共通のフォーマットが存在することが望ましい。現時点において中間標準レイアウト等、標準的なフォーマットは一定程度存在するものの、多くの地方公共団体において作成組織からのオーダーに沿って、データを抽出する機能を有している状況にはない。

データの標準化は、データ利活用の推進の観点から重要な課題であるが、新産業の創出等を目的とする非識別加工情報の仕組みにおいて、データ形式の整理等の作業を地方公共団体側で行うとするのは、地方公共団体側の負担軽減の観点から望ましくはないと考えられる。

こうした現状において、地方公共団体の保有する個人情報のデータ形式の違い等については作成組織の側で人的作業や変換プログラムで対応することが考えられる。今後、データ形式の整理等により発生するコストが作成組織の事業採算性等に与える影響について、引き続き検討する必要がある。

(2) 将来的な方向性について

地方公共団体の保有するデータの標準化の取組の進捗状況を踏まえつつ、将来的には、作成組織が、地方公共団体から情報を収集するにあたって、標準的な規格によるといった方策も検討する必要があるのではないかと考えられる。また、作成組織が、これらの標準的な

データの規格(その内容の更新を含む。)に対応できることを認定要件として追加することも考えられるのではないか。

(3) 地方公共団体が保有する個人情報の内容の公表について

作成組織が地方公共団体に対して情報の提供を要請するためには、事前に地方公共団体が保有する個人情報ファイルに記録されているデータ項目等を把握する仕組みが必要となる。

現在、地方公共団体においては、個人情報ファイル簿及び個人情報事務取扱登録簿等において、保有個人情報の内容が公表されているが、作成組織が地方公共団体の保有する個人情報の内容等について、効率的に情報収集出来るよう、原則として一定の項目について、全ての地方公共団体が公表することとしてはどうか。

(公表することとするデータ項目のイメージ)

- ・ 個人情報ファイルの名称
- ・ 個人情報ファイルに記録される項目 等

具体的な公表方法については、各団体のホームページにおいて、上記の内容を公表することとするほか、国がポータルサイトを作成し、地方公共団体が上記の内容を掲載できるようにすることを検討してはどうか。